を使用して生産された普通肥料（牛、めん羊、山羊及び鹿による当該肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該摂取の防止に効果があると認められる材料（農林水産大臣が指定するものに限る。）若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工その他必要な措置が行われたものを除く。）

二　石灰質肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）又はけい酸質肥料（シリカゲル肥料を除く。）に属する普通肥料と当該肥料の属する種別と異なる種別に属する普通肥料（アルカリ分を保証するもの（混合りん酸肥料を除く。）又は苦土肥料に属するもの（水溶性苦土を保証するものを除く。）を除く。）を原料として配合した普通肥料

三・四　（略）

された普通肥料（牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該摂取の防止に効果があると認められる材料（農林水産大臣が指定するものに限る。）若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工その他必要な措置が行われたものを除く。）

二　石灰質肥料（農林水産大臣が指定する炭酸カルシウム肥料を除く。）又はけい酸質肥料（シリカゲル肥料を除く。）に属する普通肥料と当該肥料の属する種別と異なる種別に属する普通肥料（アルカリ分を保証するもの（混合りん酸肥料を除く。）又は苦土肥料に属するもの（水溶性苦土を保証するものを除く。）を除く。）を原料として配合した普通肥料

三・四　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、商業動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

経済産業大臣　梶山　弘志

商業動態統計調査規則の一部を改正する省令

商業動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査の種類及び範囲）	（調査の種類及び範囲）
第四条　［略］	**第四条**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　乙調査は、日本標準産業分類に掲げる中分類五〇―各種商品卸売業から中分類五五―その他の卸売業（細分類五五九八―代理商、仲立業を除く。）まで及び中分類五六―各種商品小売業から中分類六一―無店舗小売業までに属する事業所（前項及び次項に規定するもの並びに第五項から第八項までに規定するものが有する事業所を除く。）のうち経済産業大臣が指定するものについて行う。	3　乙調査は、日本標準産業分類に掲げる中分類五〇―各種商品卸売業から中分類五五―その他の卸売業（細分類五五九八―代理商、仲立業を除く。）まで、小分類五九一―自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）、小分類五九三―機械器具小売業（自動車、自転車を除く。）、小分類六〇五―燃料小売業及び中分類六一―無店舗小売業に属する事業所（前項及び次項に規定するもの並びに第五項から第八項までに規定するものが有する事業所を除く。）のうち、経済産業大臣が指定するもの並びに日本標準産業分類に掲げる中分類五六―各種商品小売業から中分類六〇―その他の小売業まで（小分類五九一―自動車小売業（細分類五九一四―二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）、小分類五九三―機械器具小売業（自動車、自転車を除く）及び小分類六〇五―燃料小売業を除く。）に属する事業所のうち、従業者二十人以上のもの（次項に規定するもの及び第五項から第八項までに規定するものが有する事業所を除く。）であつて経済産業大臣が指定するもの及び従業者十九人以下のものであつて経済産業大臣が告示で指定する地域に所在するもの（第五項から第八項までに規定するものが有する事業所を除く。）について行う。
4～8　［略］	4～8　［略］
（調査事項）	（調査事項）
第五条　［略］	**第五条**　［略］
一　名称	一　事業所名
二　所在地	二　事業所所在地
三～五　［略］	三～五　［略］
六　法人番号	［新設］
2　［略］	2　［略］
一　名称	一　事業所名
二　所在地	二　事業所所在地
三・四　［略］	三・四　［略］
五　法人番号	［新設］